

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言対象地域における  
生活習慣病予防健診及び特定健康診査並びに特定保健指導の一時中止について  
(一時中止期間の延長について)

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、令和2年4月9日並びに4月17日にご案内させていただきましたとおり、協会けんぽにおきましては、令和2年4月10日（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府においては令和2年4月20日）から、特定警戒都道府県に所在する健診実施機関で実施する健診等を一時中止させていただいております。

今般、令和2年5月4日に緊急事態宣言の期間が延長となり、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日までとされました。

これを踏まえ、健診等を一時中止する期間を令和2年5月31日まで延長させていただきます。

対象地域等につきましては以下のとおりとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご承知いただきますとともに、貴会会員への周知につき、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の内容が見直された場合等について、一時中止する期間を変更させていただく場合がある旨を申し添えさせていただきます。

【対象地域】

- ・北海道 ・茨城県 ・埼玉県 ・千葉県 ・東京都 ・神奈川県
- ・石川県 ・岐阜県 ・愛知県 ・京都府 ・大阪府 ・兵庫県 ・福岡県

【中止する健診等】

- ・生活習慣病予防健診【被保険者】
- ・特定健康診査【被扶養者】
- ・特定保健指導(対面のもの)【被保険者・被扶養者】

【一時中止期間】

令和2年4月10日より同年5月31日まで

(注) 北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の地域については、

令和2年4月20日から同年5月31日まで

担当：全国健康保険協会 本部保健部  
保健第一グループ（十文字・西江）  
電話：03-5212-8221